

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月10日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第15号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。